主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、原決定の判断が憲法に違反するというものであつて、刑訴応 急措置法一八条一項の抗告理由にあたらない。

よつて、刑訴法施行法二条、旧刑訴法四六六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四六年三月三一日

最高裁判所第二小法廷

_		朝	上	村	裁判長裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
男		昌	原	岡	裁判官
雄		信	Ш	小	裁判官